

基 発 0601 第 1 号  
令 和 2 年 6 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」(最終改定:令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 30 号。以下「算定基準」という。)をもって取り扱ってきたところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 6 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

### 記

- 1 算定基準の記の 1 (32) の次に(33)及び(34)として次を加える。

(33) 社会復帰支援指導料 130 点

3 か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、医師が指導を行い、診療費請求内訳書の摘要欄に、指導年月日及び治ゆが見込まれる時期を記載した場合に、同一傷病労働者につき、1 回に限り算定できるものとする。

当該指導は、別紙様式 6 の指導項目に基づいて行うこととし、算定にあたっては、別紙様式 6 に必要事項を記載して診療録に添付することとする。

(34) コンピューター断層診断の特例 225 点

他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施した画像について、再診時に診断した場合に、月 1 回算定できるものとする。

なお、健保点数表「E203 コンピューター断層診断 450点」を初診時に算定した場合には算定できない。